

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

## 千葉県規則第9号

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則（平成27年千葉県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第6条第2項の規定による通知を受けていない者が、交通事情その他の事情により、条例第5条に規定する時間外保育又は条例第7条に規定する一時預かり事業における同条の表2の項若しくは3の項に規定する1日の時間帯を超えた保育を使用したとき。
- (4) 第6条第2項の規定による通知を受けていない者が、やむを得ず、条例第5条に規定する時間外保育又は条例第7条に規定する一時預かり事業における同条の表2の項若しくは3の項に規定する1日の時間帯を超えた保育を使用（第4項及び第5項において「時間外保育等の使用」という。）したとき（1月当たり1回に限る）。

第8条第2項中「前項」の次に「第1号、第2号及び第5号」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第1項第4号に該当する場合の時間外保育等の使用に係る使用料の減額については、月を単位として半額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じるものとする。
- 5 第1項第4号の規定による時間外保育等の使用に係る使用料の減額を受けようとする者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該減額を受けることとなった者は、当該減額を受けることとなった時間外保育等の使用をした日の属する月の翌月の末日までに減額後の時間外保育等の使用に係る使用料を支払わなければならない。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。